

Q&A一覧

2026/4/1 時点

番号	質問事項	回答
補助対象者（企業）について		
1	副業・兼業は活用したことがあるが、プロ人拠点を通じての活用ははじめてです。補助対象になりますか？	○ 補助対象となります。
2	副業・兼業の活用は初めてだが、過去にプロ人拠点を通じて常勤雇用の支援を受けたことがある。補助対象になりますか？	○ 補助対象となります。
3	中小企業の定義は？	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合のうち、佐賀県内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。
補助対象事業について		
1	副業・兼業期間が令和9年3月末までの契約となっているが、1月末までの報酬および手数料について、補助金を申請することは可能ですか。	× 補助対象でないため申請はできません。 あくまでも契約が12月末までに満了するものが補助対象となります。（12月末までに事業が「完了」している（する）ものに対し補助金交付ができるという仕組みのため、3月末までの契約のものは「完了」とは言えず、申請不可。）
2	契約日から就業開始することは可能か。	△ 契約日以降勤務開始日までに交付決定を実施する必要があるため、契約日から勤務開始することは難しいと思います。初回勤務は交付決定後からとしてください。
3	内定段階でも交付申請することは可能か。	× 契約締結後に申請可能となります。契約締結後、必要書類をすべて揃えたうえで交付申請を行ってください。
補助対象経費について		
1	補助対象期間（契約期間）が12月末までと設定しているが、12月勤務分の給与を1月に支払うことになっている。それは対象経費に含めてよいか。	○ 補助対象経費に含めることができます。 勤務（契約期間）が12月末までであれば、12月分給与の支払いは1月でも構いません。 ただし、人材紹介事業者に支払う手数料については、12月末までに支払いを行ってください。
2	当初の契約（交付申請時）より報酬額が上がってしまったが、補助金の増額申請は可能か。	× 増額申請はできません。
3	当初の契約（交付申請時）より報酬額が下がってしまったが、その場合はどうすればよいか。	交付決定額からの減額が20%未満場合は、そのまま減額になった金額を反映させて実績報告を実施してください。20%以上の減額がある場合は、実績報告の前に減額が分かった時点で変更申請（交付要綱第9条）を行ってください。
4	契約日から勤務が発生するなど、交付決定日より前に勤務が発生する場合、交付決定以降の金額だけ対象経費にいられて交付決定を受けたい	契約された勤務全体に対する報酬を対象経費として交付決定するので、交付決定以降の経費のみを対象とすることはできません。